

財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産…………… 取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
- ア 昭和59年度以前に取得したもの…………… 再調達原価
ただし、道路の敷地は備忘価額1円としています。
- イ 昭和60年度以降に取得したもの
取得価額が判明しているもの…………… 取得原価
取得価額が不明なもの…………… 再調達原価
ただし、取得価額が不明な道路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産…………… 取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得価額が判明しているもの…………… 取得原価
取得価額が不明なもの…………… 再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的以外の有価証券
ア 市場価格のあるもの…………… 会計年度末における市場価格
(売却価格は移動平均法により算定)
イ 市場価格のないもの…………… 取得原価
- ② 出資金
市場価格のないもの…………… 出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）… 定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- | | |
|-----|---------|
| 建物 | 3年～60年 |
| 工作物 | 2年～80年 |
| 物品 | 2年～30年 |
| 船舶 | 4年～15年 |
| 浮標等 | 15年～50年 |
| 航空機 | 5年 |
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）… 定額法
(ソフトウェアについては、当県における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。)
- ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
…………… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借契約に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借契約に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額または見積価格が200万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるとき、または固定資産の取得価額等の概ね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

- (1) 会計方針の変更
該当はありません。
- (2) 表示方法の変更
該当はありません。
- (3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更
該当はありません。

3 重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃
該当はありません。
- (2) 組織・機構の大幅な変更
該当はありません。
- (3) 地方財政制度の大幅な改正
該当はありません。
- (4) 重要な災害等の発生
該当はありません。

4 偶発債務

- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況
他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体（会計）名	確定 債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金	偶発債務	
土地開発公社	-	527百万円	-	527百万円
島根県環境管理センター	-	288百万円	671百万円	959百万円
しまね農業振興公社	-	2百万円	1百万円	3百万円
島根県林業公社	-	7,510百万円	7,511百万円	15,021百万円
島根県農業信用基金協会	-	2百万円	1百万円	3百万円
全国漁業信用基金協会	-	-	8百万円	8百万円
島根県信用保証協会	-	1,998百万円	2,357百万円	4,355百万円
計	-	10,327百万円	10,549百万円	20,876百万円

※損失補償債務等額のうち、将来負担比率の算定に含めた将来負担額を損失補償等引当金とし、当該額を除く額を偶発債務として表に記載しています。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
 - 一般会計
 - 島根県総務事務集中処理特別会計
 - 島根県証紙特別会計
 - 島根県市町村振興資金特別会計
 - 島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計
 - 島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計
 - 島根県農林漁業改善資金特別会計
 - 島根県中小企業近代化資金特別会計
 - 島根県営住宅特別会計
 - 島根県公債管理特別会計
 - 島根県中小企業制度融資等特別会計
- ② 一般会計等と普通会計の対象範囲に差異はありません。
- ③ 全体財務書類の対象範囲は、一般会計等財務書類の対象となる会計に加え、次のとおりです。
 - 島根県電気事業会計
 - 島根県工業用水道事業会計
 - 島根県水道事業会計
 - 島根県宅地造成事業会計
 - 島根県病院事業会計
 - 島根県流域下水道事業会計
 - 島根県臨港地域整備特別会計
 - 島根県立中海水中貯木場特別会計
 - 島根県国民健康保険特別会計
- ④ 連結財務書類の対象範囲は、全体財務書類の対象となる会計に加え、次のとおりです。
 - 【一部事務組合・広域連合】
 - 隠岐広域連合（隠岐、島前病院事業会計）
 - 境港管理組合
 - 【地方独立行政法人】
 - 公立大学法人島根県立大学
 - 【地方三公社】
 - 島根県土地開発公社
 - 島根県住宅供給公社
 - 【第三セクター等】
 - 公益財団法人島根県育英会
 - 公益財団法人しまね海洋館
 - 公益財団法人ふるさと島根定住財団
 - 公益財団法人しまね女性センター
 - 公益財団法人しまね自然と環境財団
 - 公益財団法人しまね文化振興財団
 - 公益財団法人しまね国際センター
 - 公益財団法人島根県環境管理センター
 - 公益財団法人島根県生活衛生営業指導センター
 - 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会

公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金
 公益財団法人しまね農業振興公社
 公益社団法人島根県林業公社
 一般財団法人くにびきメッセ
 公益財団法人しまね産業振興財団
 公益財団法人島根県建設技術センター
 公益財団法人島根県暴力追放県民センター

⑤ 地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

⑥ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑦ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	-%
連結実質赤字比率	-%
実質公債費比率	6.5%
将来負担比率	161.8%

⑧ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額	1,094百万円
PFIにより整備した施設に係る翌年度以降の支出予定額	-百万円

⑨ 繰越事業に係る将来の支出予定額	
繰越明許費	59,584百万円
事故繰越額	366百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

令和5年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

元県職員宿舎	17百万円
元警察職員宿舎	49百万円
元教職員住宅	59百万円
元県営住宅等	63百万円
その他	63百万円

② 地方税交付措置のある地方債のうち、後年度の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額	565,230百万円
--	------------

③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	276,422百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	49,159百万円
将来負担額	1,038,814百万円
充当可能基金額	95,997百万円
特定財源見込額	9,746百万円
地方債現在有高等に係る基準財政需要額算入見込額	565,230百万円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 24,987百万円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	527,380百万円	502,203百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	157,254百万円	149,037百万円
繰越金に伴う差額	△35,938百万円	-
内部相殺に伴う差額	△85,674百万円	△85,674百万円
資金収支計算書	563,021百万円	565,566百万円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は一般会計等を対象としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（島根県総務事務集中処理特別会計・島根県証紙特別会計・島根県市町村振興資金特別会計・島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計・島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計・島根県農林漁業改善資金特別会計・島根県中小企業近代化資金特別会計・島根県営住宅特別会計・島根県公債管理特別会計・島根県中小企業制度融資等特別会計）の分だけ相違します。

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 100,000百万円

一時借入金に係る利子額 -百万円